

ID: 194

担当部署: 上下水道課

処分の概要	指定の取消し		
例規名 根拠条項	柴田町指定給水装置工事事業者規程 第8条		
例規番号	平成10年水道規程第1号		
【基準】			
<p>第8条の規定による。 (指定の取消し)</p> <p>第8条 町長は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第4条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 第5条各号に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 第12条各項の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第13条に規定する給水装置工事事業者の運営に関する基準に従った適正な工事事業者の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(6) 第16条の規定による町長の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じないとき。</p> <p>(7) 第17条の規定による町長の求めに対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日